資料２

(12)　第20条　自己実現への権利

|  |
| --- |
| 　　（自己実現への権利）第２０条 障害のある人は、社会に完全かつ効果的に参加し、自己決定を基礎とした自立的な生活を営むことを可能とするため、自立への積極的な意欲と力を生成させる機会を持つ権利を有する。２　県は、障害のある人が前項の権利を享有し又は行使することを促進するため、情報の提供、ピア又は専門家による支援、支援者の育成その他必要な施策を講じなければならない。３　県は、障害のある人の保護者に対し、障害のある人が自立生活を営むことに対する不安を除去し、障害のある人の自立を奨励するため、情報の提供、ピア又は専門家による支援その他必要な施策を講じなければならない。 |

本条は、障害のある人が、自立への積極的な意欲と力を生成させる機会を持つ権利を保障し、当該権利を確保するための県の責務を定めたものです。障害のある人は、社会参加を阻害する社会的障壁があることや、長年施設での生活を余儀なくされてきたなどの理由から、社会参加や自立生活に必要な情報を取得する機会にも乏しく、また自立への意欲を持つことを阻害されてきた状況があります。そこでは、障害のある人が本来持っている、あるいは適切な働きかけがあれば発現させることができる、自立への意欲と力が十分に現れていないことも少なくありません。

そこで本条は、以上のような認識に立って、障害のある人が社会に完全かつ効果的に参加すること、その一つとして自立的な生活を営むことを積極的に推進するため、障害のある人がそのような意欲と力を生成させる機会を持つ権利－　条例ではこれを、自己実現を図るための基礎になる権利という意味で、「自己実現への権利」と名付けています　－　を有することを確認し、そのために県が必要な施策を講じる責務を負うことを定めたものです。

本条１項は、障害のある人が、「自立への積極的な意欲と力を生成させる」権利、すなわち自己実現への権利を有することを確認しています。本項の「自立」は、１０条１項の「自立」と同じ意味、すなわち、日常の起居動作を自ら行うことができるという意味ではなく、利用可能な社会資源を活用しつつ、的確な判断に基づく自己決定を行うことを意味します。「積極的な意欲と力を生成させる」とは、障害のある人が、上に述べた意味での自立の意欲と力を潜在的には持っている、あるいは適切な働きかけを通して発現させる力を持っているという認識に立ち、そのような意欲と力を、自ら、あるいは、外部からの適切な働きかけを通して、確立していくことを意味します。「機会を持つ権利」とは、そのような意欲と力を確立することを阻害されず、また、外部からの適切な働きかけを受けることができることを意味します。

本条２項及び３項は、障害のある人の自己実現への権利を確保するための、県の責務を定めています。２項は障害のある人に向けての施策を、３項は障害のある人の保護者に向けての施策を、それぞれ定めています。

本条の「情報の提供」とは、障害のある人が自立生活を営む上で、日常生活上又は社会生活上必要となる、様々な情報を提供することをいいます。いうまでもなくその情報は、障害のある人が理解可能な方法によって提供される必要があります。また、「ピア又は専門家による支援」とは、ピアや、医療、教育、福祉その他の専門家が、障害のある人が自立への意欲と力を生成させるために、適切な働きかけを行うことをいいます。

本条３項が、「障害のある人の保護者」に対する施策をとくに規定しているのは、障害のある人（未成年の子に限りません）の保護者は、障害のある人の自立に対する情報の不足や不安から、自ら障害のある人の面倒を見続けなければならないのではないかとの思いを抱きがちであり、そのような思いは、ときとして、障害のある人の自立への意欲と力を抑圧してしまうことがあります。そこで、障害のある人を対象とする施策と併せて、保護者を対象とする施策をも実施し、障害のある人の自己実現への権利を促進しようとするものです。